

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2002-500651(P2002-500651A)

【公表日】平成14年1月8日(2002.1.8)

【出願番号】特願平11-500127

【国際特許分類】

A 61 K 31/454 (2006.01)

A 61 P 25/18 (2006.01)

C 07 D 401/04 (2006.01)

C 07 D 211/70 (2006.01)

C 07 D 257/04 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/454

A 61 P 25/18

C 07 D 401/04

C 07 D 401/04

C 07 D 211:70

C 07 D 257:04

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月25日(2005.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成17年5月25日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成11年特許願第500127号

2. 補正をする者

名称 ハー・ルンドベック・アクティーゼルスカブ

3. 代理人

住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目8番1号（虎ノ門電気ビル）

電話 03-3502-1476 (代) Fax. 03-3503-9577

氏名 弁理士 (6955) 江崎 光史 

4. 補正対象書類名

(1) 明細書、(2) 請求の範囲

5. 補正対象項目名

(1) 明細書、(2) 請求の範囲

6. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙の通り補正する。

(2) 明細書第1頁下から8行「部分アゴニスト」を「半アゴニスト」と訂正する。

(3) 同第2頁第8行「その薬学的に容認された酸付加塩」を「その薬学的に容認された
(=許容し得る) 酸付加塩」と訂正する。(4) 同第2頁下から9~10行「(その肯定的(positive) 及び否定的(negative) 症状
を含めて)」を「(その陽性及び陰性症状を含めて)」と訂正する。

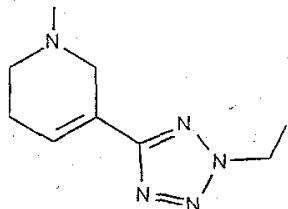
(5) 同第3頁第10行及び第12行「肯定的及び否定的症状」を「陽性及び陰性症状」と訂正する。

(6) 同第6頁第9行及び第20行「ソルビドール」を「ソルビトール」と訂正する。



請求の範囲

1. 5-(2-エチル-2H-テトラゾール-5-イル)-1,2,3,6-テトラヒドロ-1-メチルピリジン



又はその薬学的に許容し得る酸付加塩を、精神病、精神分裂病及び精神分裂病様疾患用薬剤の製造に使用する方法。

2. 製造された薬剤が5-(2-エチル-2H-テトラゾール-5-イル)-1,2,3,6-テトラヒドロ-1-メチルピリジン又はその薬学的に許容し得る酸付加塩を単位投薬形で含有する、請求項1記載の使用する方法。

3. 製造された薬剤が5-(2-エチル-2H-テトラゾール-5-イル)-1,2,3,6-テトラヒドロ-1-メチルピリジン又はその薬学的に許容し得る酸付加塩を1日あたり500 μg ~600mg、好ましくは1日あたり1.0mg~100mgの量で含有する、請求項1又は2記載の使用する方法。

4. 薬剤が精神分裂病の陽性症状を治療するためのものである、請求項1又は3記載の使用する方法。